市民参加実施予定シート

担当課： みどりの課

予定
令和６年４月１日時点

（1）市民参加の手続の実施予定について

事業タイトル	流山市総合運動公園の指定管理の業務範囲の変更について	市が考える市民等への影響	〈メリット〉現在、流山市総合運動公園は、一部の公園施設を指定管理者が、それ以外を市が管理しており、市民にとって非常に煩雑な管理区分となっていたが、公園全体を指定管理者１者が管理することにより市民にとってわかりやすくなるほか、指定管理者の工夫により公園全体を活用した管理を行えることになるため、利用者の利便性の向上が望めるもの。 〈デメリット〉特になし。
正式名称	流山市都市公園条例及び流山市都市公園条例施行規則の改正		
概要	流山市総合運動公園の再整備に伴って指定管理の業務範囲を変更するため関連する条例及び規則の改正を行う。改正にあたり、市民参加を行うもの。	上位計画の有無	無（流山市独自）

（2）市民参加の対象事項について　※該当する項目を黒塗り（■）

市民参加の対象事項に該当するもの　（条例第５条第１項及び第４項）		市民参加の手続を実施しないもの　（第５条第２項の規定）	
□	（1）基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	□	（1）軽易なもの
■	（2）行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	□	（2）緊急に行わなければならないもの
□	（3）公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	□	（3）法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
□	（4）市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
□	（5）条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
□	第５条第４項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

（3）市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第６条第１項）

	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するＨＰの広報ＩＤ	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施	審議会等	令和５年１月～１２月の間に２回程度	委員会の委員（学識経験者、商工農業関係者、市民団体の代表者）	1036634	流山市みどりの委員会	最初に、流山市みどりの委員会に改正の概要の説明を行い、意見を聴取する。みどりの委員会は、流山市みどりの基本計画に基づき設置している。市内の公園等の利便の向上を図るための協議や、計画の実行や進捗に係る事項を審議し、提案する役割をもっており、学識経験者や商工農業関係者、市民団体の代表者により構成される委員会である。本案件はみどりの基本計画に掲載されている施策に係る内容であることから、同委員会から意見を聴取する。
	パブリックコメント手続	令和５年９月１日から１０月２日まで	全市民等	1008474	特になし	その後広く市民から意見を伺うためにパブリックコメントを実施し、最後にパブリックコメントの結果をみどりの委員会に報告・意見聴取を再び行い、改正する。

（4）市民参加のスケジュール（予定）

令和４年度		令和５年度												令和６年度	
４～９月	10月～３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	４～９月	10月～３月
	←→	みどりの委員会													
							パブリックコメント ←→								

（5）当初予定からの変更履歴　※変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
パブリックコメント時期	令和5年1月24日	令和５年流山市議会定例会の日程に合わせてパブリックコメント実施時期を変更した			
パブリックコメント時期	令和5年7月26日	より効果的なパブリックコメントを実施するため、社会実験の実施結果も含めて説明できるよう、また、同条例の別件での改正に合わせるように実施時期を調整した			